

○ 文部科学省令第 号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第十六条第三項及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十一条の二の規定に基づき、教員資格認定試験規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年 月 日

文部科学大臣 盛山 正仁

教員資格認定試験規程の一部を改正する省令

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう^に改める。

改正後

(手数料)

第九条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ下欄に掲げる額の手数を納付しなければならない。

一 認定試験を受けようとする者	幼稚園教員資格認定試験	二万円
	小学校教員資格認定試験	二万五千元
	高等学校教員資格認定試験	二万五千元
	特別支援学校教員資格認定試験	一万五千元
二 合格証書の手換え又は再交付を申請する者		五百円
三 合格証明書の交付を申請する者		三百円
上欄		下欄

24 「略」

改正前

(手数料)

第九条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ下欄に掲げる額の手数を納付しなければならない。

一 認定試験を受けようとする者	幼稚園教員資格認定試験	二万円
	小学校教員資格認定試験	二万五千元
	高等学校教員資格認定試験	五千六百元
	特別支援学校教員資格認定試験	一万五千元
二 合格証書の手換え又は再交付を申請する者		五百円
三 合格証明書の交付を申請する者		三百円
上欄		下欄

24 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。